



事務連絡
令和3年3月25日

関係各位

うるま市都市建設部
検査課長 伊波 則男
(公印省略)

解体工事業の変更届について (通知)

解体工事業の建設業許可におきまして、経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者としている場合、令和3年6月30日までに解体工事業許可における技術者要件を満たす営業所専任技術者を備えたうえで、その変更から2週間以内に有資格者区分の変更届を、許可を受けた行政庁に提出することとされています。

つきましては、当該届を済ませた場合は、うるま市への変更届も必ずご提出いただきますようお知らせ致します。

記

うるま市入札参加資格審査申請変更届の必要書類

- ①変更届出書 (市様式)
- ②建設業許可の変更届控えの写し

問い合わせ
うるま市役所検査課
担当 兼城 (かねしろ)
電話 098-923-7605